

教材② 製品 (カラーコンタクトレンズ)

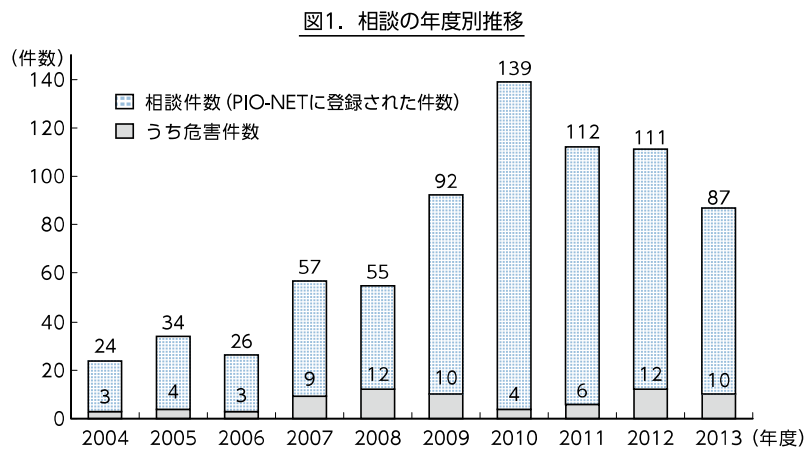
1. カラーコンタクトレンズの被害事例

- 事例1** 高校生の娘が通信販売で勝手にカラーコンタクトレンズを購入した。使用したところ目が充血した。目に障害が出るのではないかと不安である。娘に使用をやめるように説得しているが、友達も使用しているからと言ってやめようとしていない。(2013年11月受付、被害者：福岡県・10歳代・女性)
- 事例2** 中学3年生の娘が量販店でカラーコンタクトレンズをファッション用に買い、寝るとき以外は1ヵ月ずっと装着していたようだ。両目に痛みを感じ目が開けられなくなったと言うので眼科に連れて行ったら、医師に「角膜に傷がついている。失明の可能性もあるので大きな病院を紹介する」と言われた。(2013年8月受付、被害者：大阪府・10歳代・女性)
- 事例3** カラーコンタクトレンズをインターネットで購入。目が痛くて眼科に行くと言われ、レンズに沿って眼球に傷がついていると言われた。(2012年10月受付、被害者：岡山県・20歳代・女性)
- 事例4** 友達とインターネットでカラーコンタクトレンズを購入。1回目に目に入れた時には異常はなかったが、2回目に入れたら左目に眼痛、流涙があった。すぐに外して洗眼し、医療機関を受診して洗眼し薬を処方してもらったが、眼痛、流涙が止まらなかったため、別の医療機関を受診した。(医療機関ネットワーク*、2013年7月発生、被害者：16歳・女性)

(出典：国民生活センター報道発表資料「カラーコンタクトレンズの安全性」)

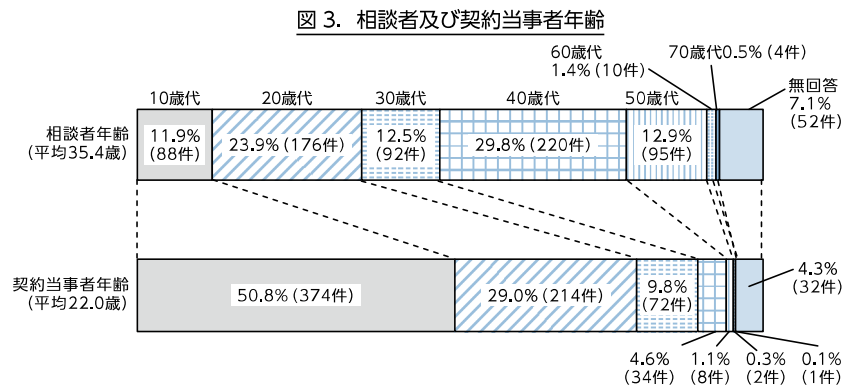
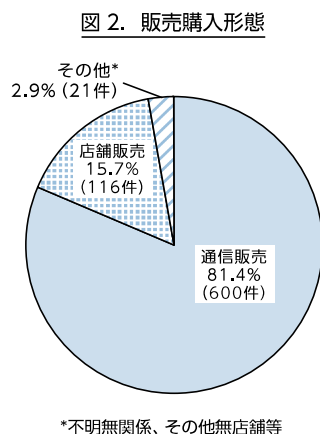
※ 医療機関ネットワークは、消費生活において生命・身体被害事故にあい、医療機関を利用した被害者からの情報を収集。消費者庁と国民生活センターの共同事業。事例はPIO-NET(国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報の収集を行っているシステム)に登録された相談。

2. カラーコンタクトレンズに関する相談件数



注) 高度管理医療機器として厚生労働省の承認を受けたカラーコンタクトレンズは、2009年には10品目以下でしたが、2013年には300品目程度に増加しました。

3. 販売購入形態と相談者及び契約当事者年齢 (2004～2013年度)



(2. 3. は、出典：国民生活センター報道発表資料「カラーコンタクトレンズの安全性」)

4. カラーコンタクトレンズを使用する際の注意ポイント

カラコン 使用前の注意ポイント

カラコンを買う前には
眼科に行って検査を受けましょう。



カラコンを買う前には眼科に行って検査を受けましょう。

カラコンは厚生労働省の承認を受けた製品を買きましょう。



製品の箱と添付文書も必ずCHECK!!

カラコンは厚生労働省の承認を受けた製品を買きましょう。

カラコン 使用開始後の注意ポイント

カラコン使用時に絶対にやってはいけないコト

つけたままで寝る	友達との貸し借り
装用期間を守らない	レンズケアをしない

カラコン使用時に絶対にやってはいけないコト

カラコン使用時に絶対にやってはいけないコト

カラコン使用時に絶対にやってはいけないコト

カラコン使用時に絶対にやってはいけないコト

カラコンを使うときは思い出そう♪

眼の異常を放っておくと
コワイ病気になる可能性もあります。

眼障害の症例



カラコン使用時に絶対にやってはいけないコト

**カラコン適正使用
7ヶ条**

- 購入前は、眼科へ行こう
- 友達との貸し借りはやめよう
- 添付文書をよく読んで正しく使おう
- ケア用品を使ってケアしよう
- 装用期間を守ろう
- 定期検査は必ず受けよう
- 異常があったら、すぐに眼科へ行こう

(出典：独立行政法人医薬品医療機器総合機構 カラーコンタクト適正使用パンフレット「eye careカラコン」 <http://www.pmda.go.jp/eyecare/pdf/pamphlet.pdf>)